



群馬労働局の取組 トピックス

(群馬県最低賃金の改正、業務改善助成金)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せておりますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

① 群馬県最低賃金が改正されました！(令和4年10月8日から発効)

○ **群馬県最低賃金（地域別最低賃金）**は、**時間額865円から895円に改正**され、本年10月8日から発効することとなりました。

みんなチェック！最低賃金

群馬県最低賃金

時間額 895円

令和4年10月8日から発効

[最低賃金の比較方法]

- 1 : 時間給の場合 → 時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 2 : 日給の場合 → 日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 3 : 月給の場合 → 月給 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)
- 4: 上記1~3の組み合わせの場合 → 1~3の時間額の合計 ≥ 最低賃金額 (時間額)

※最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金
- ④ 精勤手当、通勤手当および家族手当

群馬県最低賃金は、群馬県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定の製造業については、群馬県最低賃金より時間額が高い「特定（産業別）最低賃金」が定められています。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局URL : <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

↓※中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する以下の**業務改善助成金**もご活用ください。↓

② 「業務改善助成金」が拡充されました！(令和4年9月1日より拡充)

○「**業務改善助成金**」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

○9月1日から、原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者を特例の対象とし、これらの事業者の設備投資等に対する助成の拡大、事業場内最低賃金が低い事業者に対する助成率の引き上げなどの支援拡充がされました。

（拡充のポイントは右図のとおりです。）

【業務改善助成金 拡充ポイント】

物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充			
中央最低賃金審議会答申（令和4年8月2日）を踏まえ、以下の事業者を対象とした支援を拡充するもの。			
<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費等の高騰の影響を受けている事業者 ・最低賃金が相対的に低い地域の事業者 			
通常コース		最低賃金が相対的に低い地域における事業者への支援	
現行	対象事業者	対象経費	現行 拡充
	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	定員11人以上の自動車、貨物自動車、ハソコン等の端末及び周辺機器	900円未満 900円以上 870円未満 870円以上
拡充	特例の対象事業者 コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、ハソコン等の端末及び周辺機器	4/5(9/10) 3/4(4/5) 9/10 4/5(9/10) 3/4(4/5)
① 内は生産性要件を満たした事業者の場合			
※ 上記通常コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。			
特例コース		現行 拡充	
現行	対象事業者	対象経費	現行 拡充
	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	（定員11人以上の自動車、貨物自動車、ハソコン等の端末及び周辺機器） 「開設する経費」 （※業務改善助成金全体として生産性向上が認められる場合に限る）	920円未満 920円以上
拡充	対象事業者 コロナの影響により売上高等が30%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者	（定員7人以上又は200万円以下の自動車、P.C等に加え） 「開設する経費」 （※業務改善助成金全体として生産性向上が認められる場合に限る）	一律3/4 4/5 3/4
※ 上記特例コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。			

【中小企業・小規模事業者の皆さんへ】

「業務改善助成金」には「通常コース」と「特例コース」の2コースがあります。

①通常コース

事業所内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。

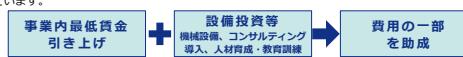
今回原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなどの拡充がされましたので、ぜひご活用ください。

※申請期限 令和5年1月31日

ただし、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します。業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者に特例が適用されます

新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因による利益率が前年同月に比べて3%ポイント以上低下した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高の総利益率または売上高の営業利益率（申請前3ヶ月のうち任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少率：「30%」→「15%」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「3年前まで」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限区分を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「定員7人以上又は車両本体価格200万円以内」

2. 最低賃金が低い事業者への助成事が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
920円以上	3/4	4/5
920円未満	4/5	9/10

*「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直前の決算書類に基づく生産性と、その3年前度の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定率を超える場合は、加算して支給されます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	
		2~3人	50万円	
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上*	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の要件を両方満たす事業場
		2~3人	70万円	事業場内最低賃金と地城別最低賃金の差額が30円以内
		4~6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上*	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	事業場規模100人以下
		2~3人	90万円	
		4~6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上*	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2~3人	150万円	
		4~6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上*	600万円	

*10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①資金要件：事業場内最低賃金20円未満の事業場

②生産量要件：

・1か月以上減少している事業者

③補助高額等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

・過去に業務改善助成金を活用した事業者は助成対象となります。

・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

・事業完了の期限は、令和5(2023)年3月31日です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 履用環境・均等部（室）です



(R4.9.1)

②特例コース

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充がされましたので、ぜひご活用ください。

※申請期限 令和5年1月31日

ただし、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充がされましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と貸上げ対象期間を延長します

申請期限	変更前	変更後
令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで	
貸上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

・申請までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
・賃金引上げ額が20円に満たない場合でも、申請までに遅れて追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因による利益率が前年同月に比べて3%ポイント以上低下した事業者」を追加します。
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【令和4年12月まで】 ※比較対象期間を2年間まで→3年間までに変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

①新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者

②原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により利益率が前年同月に比べて3%ポイント以上低下した事業者

③令和3年4月から令和4年12月までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げることで前事業場の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

④就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

⑤生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うことで、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

①就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

②生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うことで、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

①就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること

就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。

②生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うことで、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

助成額	最大100万円	*対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4/5 920円以上：3/4	

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備*1、コンサルティング導入、人材育成、教育訓練など ※1：PC、スマート、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車など対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された経費*2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

*2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを提出する	提出先：事業場所在地を管轄する都道府県労働局、雇用環境・均等部（窓口）

<tbl_r cells="2" ix="4" maxcspan